

船舶事故等調査報告書

平成25年8月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013門第16号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年10月5日 01時00分ごろ
発生場所	福岡県宗像市沖ノ島南東方沖 沖ノ島灯台から真方位135° 12海里（M）付近 （概位 北緯34° 06.0′ 東経130° 16.6′）
事故等調査の経過	平成25年2月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第十二 <sup>えびす</sup> 蛭子丸、18トン FO2-6298（漁船登録番号）、蛭子丸水産有限会社 B 船種船名不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 不明
死傷者等	A なし B 不明
損傷	A 船首部を破損 B 不明
事故等の経過	A船は、船長Aほか甲板員1人が乗り組み、平成24年10月5日00時00分ごろ宗像市鐘崎漁港を出港し、蛭子丸船団6隻と共に魚群を探しながら、沖ノ島東方沖の漁場に向かった。 A船は、沖ノ島に向けて針路約310°（真方位、以下同じ。）、速力（対地速力、以下同じ。）約15ノット（kn）として自動操舵で航行中、レーダー画面で右舷正横約3Mに西進するB船の映像を認めたので、B船を避けるため、手動操舵に切り替えて遠隔操縦装置で針路を約330°、速力を約10knとしたが、その後はB船に注意を向けずに舵から手を離して携帯電話の操作をしていたところ、01時00分ごろ、沖ノ島南東方沖において、A船の船首部とB船の左舷船尾外板とが衝突した。 船長Aは、甲板員及び船体の状況を確認して蛭子丸船団に無線で連絡した後、B船を追い掛けたが、追い付けなかったため、佐賀県唐津市所在の造船所に自力で回航した。 なお、船長Aは、本事故について、海上保安庁に通報していなかった。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5～2m

<p>その他の事項</p>	<p>蛭子丸船団は、中型巻き網漁業を操業する漁船7隻から成り、それぞれが魚群探知機を装備していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B 不明 A なし、B 不明 A なし、B 不明</p> <p>A船は、沖ノ島南東方沖において、魚群を探索しながら北西進中、A船の船首部と西進中のB船が衝突したものと考えられるが、B船が不明であったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、沖ノ島南東方沖において、A船が北西進中、B船が西進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中、相手船を避航する際は、相手船が安全な距離になるまで見張りを適切に行うこと。</li> </ul>